

# 和光樹林公園 公園内行為許可申請 申請の詳しい流れについて

## (ご利用者様) 申請内容のご相談

- お電話または事務所受付にて申請内容をご相談ください。
  - 利用内容と使用場所、使用面積、使用時間、利用人数、使用機材、
  - その他事項をうかがいます。
- ▼ 撮影の場合は、予め「撮影利用の事前確認」をメールもしくはFaxいただいたうえで連絡いただくとスムーズです。

## (公園管理事務所) 実施可否の検討

▼ 内容や状況により許可できないこともございます

## (ご利用者様) 「公園内行為許可申請書」の提出

- 「公園内行為許可申請書」に必要事項をご記入いただき、
  - 公園管理事務所受付、もしくはメールにて提出してください。
- ▼ 「公園内行為許可申請書」は和光樹林公園HPからダウンロードいただけます。

## (公園管理事務所) 「公園内行為許可証」発行

▼ 「公園内行為許可証」が発行できましたら、ご連絡します。

## (ご利用者様) お知らせの掲示

- 事務所受付にて「公園内行為許可証」を受け取り、使用場所近辺に
  - 「公園内行為許可実施のお知らせ」を掲示してください。
  - 一般の公園利用者へ事前通知するためです。
  - 書式は本ページからダウンロードできます。
- ▼ ご利用者様が作成したチラシを活用する場合は、不足項目を手書きで良いので追記してから掲示してください。

## (ご利用者様) 利用当日

公園管理事務所にて、受付・清算をすませてからご利用ください。  
貸出施設ではないため独占的利用はできません。一般利用者へご配慮いただきながらご利用ください。

事前に中止ご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は発生しません。  
ご利用後はすべて元の通りに片付け、掲示していたお知らせを回収してください。

1  
〜  
2  
週間

お早めにご連絡ください